

● わかりやすい ●

求 償 事 務



過去のQ Aを整理しました。

Q 第三者行為求償事務を委任する場合、どのような書類が必要ですか？

A 次の書類を揃えてご提出ください。

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 委任状 | ⑤ 念書 |
| ② 第三者の行為による傷病届（写） | ⑥ 誓約書 |
| ③ 交通事故証明書 | ⑦ 診療報酬明細書（写） |
| ④ 事故発生状況報告書 | ⑧ その他参考となる書類 |

Q 自損事故を起こし、同乗者が怪我をしました。求償できるのでしょうか？

A 自損事故であっても、運転者を第三者として求償できます。
同乗者によって、次の2つの場合が考えられます。

- ①同乗者が他人の場合
自賠法上「他人」と認められる場合は自賠責保険、任意保険に請求できます。
同乗者とその車を通常支配しているようなときは、他人と認められない場合もあります。
- ②同乗者が家族（父母・配偶者・子供）の場合
任意保険においては約款で、親族間の事故の場合は保険金は支払われません。
自賠責保険のみの請求となります。

Q 交通事故に遭った被保険者が介護保険給付を受ける場合、求償はできるのでしょうか？

A 介護保険法第21条第1項に規定されていますので求償請求は可能です。
ただし、当事者間の損害賠償請求権が消滅していないことが条件です。
また、第三者から介護保険給付分として損害賠償を受けている場合は、
保険給付が免責されますので、事前の確認が必要です。

Q 交通事故の共同不法行為とは何ですか？

A 共同不法行為とは、加害者が2名以上いる場合を言い、それぞれが被害者の全損害額について連帯して損害義務を負う事ととされています。

Q A店舗に買い物に行き、自動ドアより店内に入ろうとしたところドアが突然閉まり衝突、Bが転倒負傷した場合、求償はできますか？
また、できる場合の提出書類は？

A 原因は自動ドアの欠陥と考えられますので、店舗が加入している「企業総合賠償責任保険」が適用され、任意保険会社に請求し、Bが受傷した給付額を求償できます。提出書類としては、

- ①第三者行為による傷病届（交通事故以外の場合）
- ②事故発生報告書（交通事故以外の第三者行為）
- ③念書（交通事故以外の場合）
- ④誓約書（交通事故以外の場合）

上記4つの書類に委任状を添え、国保連合会に提出してください。

Q 事故当初怪我が軽かったため、警察に届け出なかった事故についての求償は？

A 被害者が受けた損害が自動車事故によるものであることを証明するために自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書が必要です。また、加害者には事故の届出義務があります。原則として交通事故証明書がないものは保険会社で受け付けてもらえませんが、事故証明がやむをえず取り付けられない場合は、

①事故証明書入手不能理由書

を提出してください。

保険会社が物的資料、現場の状況等により事故を確認できれば、保険金は支払われます。

Q 損害賠償請求の時効は何年でしょうか？

A 賠償保険の被害者請求の時効は「事故発生年月日の翌日から2年を経過した時」となっています。書類の取り付けが遅くなるようでしたら「時効中断申請書」を保険会社に提出してください。提出した時からさらに2年間時効を延長することができます。